

1. 件名：「三菱重工業（株） 特定兼用キャスクの設計の型式証明申請に関する事業者ヒアリング【2】」

2. 日時：令和2年7月1日 14時00分～16時10分

3. 場所：原子力規制庁 9C階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）：

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

岩田安全管理調査官、中野上席安全審査官、深堀上席安全審査官、石井主任安全審査官、松野安全審査専門職、田澤審査チーム員、立元審査チーム員

（核燃料施設審査部門）

山後安全審査専門職

三菱重工業株式会社：

原子力セグメント 機器設計部 プロジェクト統括 他8名※

5. 要旨

（1）三菱重工業株式会社（以下「MHI」という。）から、発電用原子炉施設に係る特定機器である特定兼用キャスクの設計の型式証明申請について、本日のヒアリングにおいて提出のあった資料に基づき、説明があった。

（2）これに対し、原子力規制庁は事実確認等を行い、以下の点について詳細な説明を求めるとともに、引き続き申請内容を確認することとした。

○申請書中の貯蔵方式記載箇所に用いている「輸送荷姿」は、設置許可基準規則の解釈（注1）の「輸送荷姿」の定義と異なる状態を指していることから、用語の使用に係る考え方を整理すること。

○貯蔵時及び輸送時に用いる三次蓋に期待する機能や取扱いについて説明すること。

○本申請における「貯蔵架台」の定義及び解釈について、整理して説明すること。

○敷地境界線量、放射性業務従事者の放射線量評価結果の包絡性及び代表性について、条件設定の考え方を含めて説明すること。

（注1）：実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 別記4

（3）MHIから、了解した旨回答があった。

6. その他

提出資料：

資料 1-1 発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請 設置許可基準規則への適合性について（コメント回答）

以上